



Title	「皇室私産」と「地方公産」をめぐる衝突：清末民初における永陵の封禁地払い下げを中心に
Author(s)	周, 鑫
Citation	若手研究者フォーラム要旨集. 2024, 9, p. 19-22
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/94708
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

「皇室私産」と「地方公産」をめぐる衝突

——清末民初における永陵の封禁地払い下げを中心に——

東洋史学 博士前期課程 1年

周 鑫

はじめに

清末の中国において、政治・経済の基盤を支えていた既存の土地制度（旗地制度）の崩壊や、連年の戦争による財政難などが問題になり、公権力の主導で大規模な土地整理（地権者と土地境界の確定）が開始された。清朝滅亡後、土地整理事業は政権と版図を継承した中華民国政府によって引き継がれた。中国東北地域に広く存在した清朝の公有地の保有や払い下げは、土地整理事業を引き継いだ民国政府にとって、無視できない問題であった。

一方で、民国政府は政権移譲の条件として「優待条件」を清室と締結し、1912年以後の皇室と旗人の待遇を規定した。「優待条件」における清朝皇室の所有地をいかに定義し、保護するかがやがて議論の焦点となった。そのため、土地整理事業では、あらたに「皇室私産」と位置づけなおされた土地と政府の公有地を、明確に区別する必要性が生まれた。しかし、帝政期より、両者の間にははっきりとした区別は存在していなかっただけでなく、「優待条件」においても、皇室私産に含まれる土地の範囲や、管理・用益の主体については規定されなかった。その結果、この問題をめぐって各権力集団の間で激しい論争が巻き起こっていく。本稿では、遼寧省档案馆に保存され、清朝から民国政府への転換期（1910～1915）に地方政府機関の間を往来した公文書を用い、皇室私産の制定に関するやり取りを分析した上で、東北地域における土地制度の連続性と断続性について解明していく。

封禁地境界の調査と標識の設置

中国では、皇帝の墳墓を中心とする陵寢地だけではなく、墳墓の風水と関係する周辺地への立入りもタブー視されたため、清朝政府は民間人の立入りを厳しく禁止して広範囲の土地を封鎖した（封禁）。封禁する境界を示すため、封禁地には「界牌」・「界椿」・「封堆」とよばれる境界標識が設置された。東北の三つの皇陵（永陵・福陵・昭陵）に属する封禁地は公有地の一つとして、辛亥革命後次第に民国政府によって払い下げられていた。従来の研究では、これらの封禁地について、十分な検討を経ずに単なる「皇室私産」として扱い、払い下げをめぐる土地占有の過程や、政府機関と民間人との間の衝突、管理体制の変遷について検討されてきた¹。また、永陵は満洲王朝の

¹ Enatsu, Yoshiki (2004) *Banner legacy, the rise of the Fengtian local elite at the end of the Qing*, Ann Arbor: Center for Chinese Studies, University of Michigan. 及び、大出尚子 (2023) 「中国近代史における盛京三陵管理問題と溥儀」『東洋学報』4 (104), pp. 27-55.

開祖であるヌルハチの祖先を埋葬する重要な皇帝陵墓であるが、従来の研究で明らかにされた点は、民国二年（1913）の払い下げの結果、地方「民署」と「旗署」²がそれぞれ管轄していたということだけである³。要するに、既往研究では、皇陵の封禁地が皇室私産として制定された過程や、新旧政権の公的機関の動向については、未だ解明されていない。そのため、以下では永陵に着目し、皇陵に属する封禁地を測量して払い下げの背景を分析した上で、封禁地と「皇室私産」との関係に対して、当時の社会における各権力集団の主張やその根拠、及び関連する論争と、その影響を検討したい。

宣統元年（1909）永陵守護大臣によって、永陵封禁地の範囲を示す境界標示についての問題を指摘されると、永陵封禁地に関する調査が始まった。調査報告によると、封禁地の範囲は主に龍崗山脈の正脈・馬爾墩・煙筒山の三つを含み、その中で問題が最も深刻であったのは煙筒山であった。永陵に設置された境界標示の劣化が深刻であったため、地方政府である興京永陵総管衙門・興京協領衙門（旗署）と興京府公署（民署）は境界標示（界椿）の示す範囲を明確に把握できず、日常的な管理に際して民衆との紛争が頻発していた。これを受け、宣統三年（1911）永陵の管理と関係がある旗署と民署は連名で、木製と石造りの境界標識に交換して整備し、封禁地の土地を測量して払い下げるように主張した。経費の問題により、提案はしばらく放置されたが、まずは興京府が自ら資金を立て替え、不足分は払い下げた後で補充するという新たな提案が提出されたことにより、この提案は東三省総督の趙爾巽によって許可され、封禁地の測量が始まった。

封禁地の測量及び払い下げに関する規定の制定

封禁地の測量を始めるに当たり、適切な規定を制定するために、地方自治会は意見を出した。地方自治会は清朝から設置され、民国期にも存続していた地方輿論の代表である。選挙人から議員を選挙することが規定されていたが、多くの場合は地方の民署によって選定された。さらに、議員による議案提出の後、その議案は民署の行政官によって上層の行政機関に報告された。そのため、自治会の主張は民署の態度をある程度反映したものだだろう。1912年5月に興京・通化・柳河の自治会は「優待条件」の解釈を行い、封禁すべき範囲を縮小するように求める議案を連名で提出し、制定された規定を議案に付けた。

馬爾墩は道光年間、名高い山⁴であることをうけて立ち入り禁止とされたため、陵寢地（の風水を保護すること）とは関係がなかった。（清朝政府は）煙筒山について風水思想を過度に重視し、（永陵の持つ良い気運を風水的に封鎖する）照山⁵にした。しかし、蘇子河の南岸にあり、永陵と遠く離れているため、やはり（馬爾墩と）一律に開放すべきである。永陵は三陵の一つであり、永遠に奉祀することは、

² 清代には、旗人に関する事務を専門的に処理する「旗署」という政府機関があった。それに対して、旗人ではない一般人を管理する政府機関は「民署」と呼ばれた。

³ 衣興国・刁書仁（1994）『近三百年東北土地開発史』吉林省文史出版社、pp. 104-109。

⁴ 地方志（民国『興京県志』（1925）巻十一、古蹟、五十六）の記載によると、馬爾墩は清代には軍事的にも要地であると見なされていた。

⁵ 中国には、良い風水を保護して王朝の気運を存続させるために、山に囲まれた区域を選定して陵寢地にしていた。「照山」は陵寢地の前にあり、皇陵の前方の風水を保護する山である。

「優待条件」に記載されている。ただ兵士を配備して保護することだけによって、(清朝の祖先を) 尊びあがめる態度を表すべきである。龍崗に至っては、(陵寢地に含まれなくて) そもそも保護すべき対象に含まれない。張元益が龍崗を調査したことは、現在の状況を鑑みるに、本当に(共和政という現在の) 国家体制と矛盾している。

——JC045-01-007704-000162、1912年5月27日、遼寧省档案館蔵

この史料から、封禁地に対する地方自治会の考え方が読み取れる。まず、地方自治会は馬爾墩・煙筒山のどちらも永陵の陵寢地と関係なく、「優待条件」が永陵の陵寢地に関する祭祀・保護のみに適用されると主張した。さらに、帝政を代表する張元益によって設置された龍崗に関する境界が共和政と矛盾していると主張した。つまり、地方自治会は馬爾墩と煙筒山が皇室私産に属することを認めない意思を持ったことに加えて、地方自治会は国家体制のような根幹に関わる問題であると主張し、旗署と永陵との関係を断つ意図があったのである。自治会は封禁地を保有し管理する権限から旗署を排除することを企図していたが、最終的には東三省総督の趙爾巽は自治会が制定した規定についての判断を保留し、実際に実行されることなく終わってしまった。

一方で、東北の三陵で働いていた官兵の困窮を解決するために、趙爾巽は三陵を官兵らに払い下げを許可した。したがって、1912年9月に旗署の官兵らは連名で、永陵にも「優待条件」を適用し、三陵に含まれる昭陵と福陵での方法に倣って払い下げのように請願した。その請求が許可されると、永陵の旗署は同年の10月に、永陵について、青椿が示す境界内での開墾を行うために小作人を募る「永陵青椿以内招墾章程十三条」を制定した。規定の中では、「青椿」と呼ばれる境界標識が示す範囲内の封禁地は皇室財産であることが明確に規定され、さらに、払い下げに際し、封禁地を領有する資格は、永陵の旗署で働いている官員に優先的に与えられることや、土地の小作料を徴収する権限は旗署に属することなどが定められた。規定によると、封禁地に関する旗署の権利が存続するという主張が見られる。

地方自治会と永陵旗署の対立

問題になるのは青い界椿(青椿)の範囲の内側における煙筒山に関する払い下げである。青椿は前述したように境界標識である界椿の一つであり、清代では青椿の範囲内での伐採や石・土を取ることが禁止された。封禁地が払い下げられる前に、興京のいくつかの地方自治会は、既に幾度に渡って煙筒山の土地を公産にして土地から得られる収益を学校の経費に充てるよう請求していたが、要求は無視していた。そこで、1912年12月13日に興京における幾つかの自治会は連名で煙筒山を地方公産にすることを要請した。ところが、永陵旗署の測量と払い下げが停止されることはなかった。封禁地を測量する際に、永陵旗署は「皇」・「室」・「産」・「業」という四字を使用して封禁地を四つの区域に分け、封禁地が皇室私産である性質を明示した。さらに、17日まで永陵旗署は既に「永陵青椿以内招墾規定十三条」に基づき、9,364畝2分(約6平方キロメートル)の土地を払い下げ、その大部分は煙筒山の土地であった。以上のよ

うな経緯で、永陵旗署と興京自治会との対立は避けられないこととなった。

興京府民署と奉天省政府は、協議で問題の解決を試みるよう提唱した。ところが、永陵旗署は行政事務をしようとしなことを理由として、民署との対話を拒否した。そして、当時はまだ官職制度の改編が行われる前であったので、永陵総管大臣は依然として永陵での権限を持ち続けていたことを理由に、永陵旗署がすべての永陵に関する事務は依然として永陵旗署と奉天都督によって処理すべきであると主張した。これに対して、興京自治会は異なる意見を持っていた。他の封禁地は確かに永陵旗署の官兵によって巡視して見守っていたが、煙筒山は常に民署によって保護していたことから、当然引き続き民署によって管理すべき区域であると主張した。つまり、煙筒山の事務は封禁地の中での特例であった。最後、自治会も職権を越えて永陵旗署と協議することを拒否した。

永陵旗署と興京自治会の対話が行き詰っていたため、上層の政府機関としての奉天行政公署は自ら調停に出席した。1913年4月、奉天行政公署は永陵旗署による払い下げを認可した。奉天行政公署は煙筒山の禁山について、「優待条件」を適用可能な皇室私産であると認め、自治会にそれ以上煙筒山の土地を領有することをしないよう命令した。煙筒山の前例があったため、二年後の民国四年（1915）馬爾墩とも永陵旗署によって払い下げられた。このように、永陵旗署は煙筒山と馬爾墩である封禁地を約9.6平方キロメートル掌握した。

おわりに

本稿は従来あまり注目されてこなかった永陵の払い下げを対象とするケーススタディにより、地方政府間の対立を顕在化させた問題を取り上げた。皇室私産としての土地と政府の公有地が長時間にわたり区別されていなかったため、皇陵に属する封禁地の所属が清朝の皇室であるか、もしくは地方政府であるかを断言することは困難であった。しかし、地方政府の下部機構の意見に見えるような論争が最終的には、封禁地の定義を決定することに繋がった。地方自治会は地方社会の世論を代表し、教育事業の経費として地方財政の収入を増加すると主張した。一方で、同じように地方政府に属した旗署の官員たちは、同時にかつての清朝（および彼らの職務）に対する忠誠心に基づき、清朝の祖先祭祀が継続できる経費が必要であると考えた。これらの議論の分岐を検討することを通じ、皇陵に属する封禁地が民国初期に皇室私産と認定された経緯が重要であることが了解されるのである。

また、清末には境界標識の調査が封禁地を払い下げる引き金となり、奉天長官の趙爾巽の支持も獲得したうえで、1915年まで永陵旗署は煙筒山と馬爾墩である封禁地の管理・収益の権利を保持していた。この過程を分析することにより、本稿では、中華民国期においても、なお清朝政府由来の管理機構である旗署が土地整理過程で権限を持ち続けていたという側面について解明することができた。以上のように、永陵封禁地の払い下げを考察することは、中国近代史における政治機関の機能的持続性に関する研究においても意味を持つのである。